

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	衆議院・参議院への請願・陳情において自署又は押印を求める件
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、衆議院および参議院を通じて行う請願および陳情の手続きにおいては、自署を原則とし、ワープロなどで印刷された文字を使った場合には押印が必要とされている。</p> <p>近年インターネットを利用した署名活動が行われるようになっており、そのようなサイトで地域を越えて幅広く集められた要望も国民の声として国政へ反映されることが望ましいと思われるが、自署性・押印を求められるとそもそもそのような声を伝えることが困難になる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>請願法第 2 条 衆議院および参議院の請願・陳情提出手順 衆議院 <a href="http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_tetuzuki.htm">http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_tetuzuki.htm</a> <a href="http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/seigan.html">http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/seigan.html</a></p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ワープロなどで印刷された文字による署名の場合でも押印を求めないこと</p> <p>※ 請願法上は自署性および押印は要件となっていない</p>